

日本碍子株式会社の産業廃棄物処理施設設置許可申請の概要

1 申請の概要

申請日	2020年12月18日
申請者	日本碍子株式会社 代表取締役 大島卓 [本社] 名古屋市瑞穂区須田町2番56号
施設の設置場所	半田市港町四丁目1番1
施設の種類	産業廃棄物の最終処分場（管理型）
処理する廃棄物の種類	廃掃法施行令第2条第13号で規定する廃棄物 （水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
施設の処理能力	埋立面積：1,610 m ² 埋立容量：11,915 m ³
その他	着工予定年月日：2021年4月1日 使用開始予定年月日：2023年1月1日

2 手続の経過及び予定

手続及び根拠	期日・期間	備考
住民説明会 [条例]	2020年9月8日	(半田市内) 7名
許可申請 [法]	2020年12月18日	
告示 [法]	2021年1月8日	県公報に登載
縦覧 [法]	1月8日 ～2月8日	縦覧場所：県庁、知多県民事務所、半田市役所、半田市クリーンセンター
利害関係者の意見提出 [法]	1月8日 ～2月22日	提出先：県庁、知多県民事務所
関係市町村長への意見聴取 [法]	1月8日 ～2月22日	関係市町村：半田市
廃棄物処理施設審査会議（第1回） [法] 現地調査は映像を投影予定	3月2日（火） 10:00～12:00	愛知県本庁舎 6階 正庁

法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律

条例…半田市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る計画の事前協議等に関する条例